別表（第11条関係）　評価項目及び評価対象

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価対象 |
| 研究上の業績 | | 公刊された著書，学術論文，報告書等及び実務実績とする。芸術（書道を含む。） 及び体育の分野における実技系にあっては，演奏会，展覧会又は競技会等において得た技術優秀，指導歴又は審査歴の証明をもって，研究上の業績とすることができる。 |
| 職務等に関する実績 | 職務実績面 | 次の区分とする。  (1) 大学・学校等における教育改善に係る実績  (2) 学校等との協働による教育実践の実績  (3) 公募内容に関連する教育活動，研究活動又は学会・学術団体での活動その他の職務実績 |
| 管理運営面 | 次に掲げるもののうち，最近５年以内の実績とする。  (1) 大学・学校等における管理運営に関する実績  (2) 本学教員にあっては，全学的な委員会，各校等の委員会における任務その他本学の教員として特記すべき事項  (3) その他公募内容に関連する実績 |
| 社会貢献面 | 次に掲げるもののうち，最近５年以内の実績とする。  (1) 学外の審議会・委員会等での活動  (2) 生涯学習等に係る活動  (3) 本学独自の地域連携事業（公開講座，教員免許状 更新講習等）  (5) その他社会的に活動したと思われる事項 |
| その他教員審査委員会が必要とする項目 | | 教員審査委員会が必要とする事項 |

注　大学院担当教員候補者の評価項目については，職務等に関する実績を除く。